

議会だより

かつらぎ

Gikai 2010.2
(平成22年)



新たに運行されるスクールバス (外装にはイメージキャラクターが描かれる予定)

主な内容

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ◆ 12月定例会 …………… 2～10 | ◆ 意見書 …………… 18 |
| ◆ 一般質問 …………… 11～16 | ◆ 委員会活動報告 …… 19～22 |
| ◆ 10月・11月臨時会 …… 17 | |

発行／和歌山県かつらぎ町議会

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 TEL.0736-22-0300(代) FAX.0736-22-0604

44号



遠距離通学生徒へ

スクールバス導入



平成21年第4回かつらぎ町議会定例会が12月7日開会されました。

人事案1件を適当と認め、補正予算、条例、事件議決等27件並びに意見書2件を可決し、請願2件を採択、陳情1件を継続審査としました。また、継続審査となっていた平成20年度各会計の決算を認定し、6議員が町政について一般質問を行って、12月18日閉会しました。

人事

◆人権擁護委員候補者
推薦

任期満了に伴い、次の方が全員賛成で適当と認められました。

いけだ のりあき
池田 憲昭 氏(再)
(61歳・妙寺721番地)



条例

【主な質疑】

スクールバス運行

問

かつらぎ町スクールバス管理運行条例について 第1条に遠距離通学児童生徒という概念規定があるが、これはどのような

なものですか。

教育総務課長

スクールバスは、花園中学校の休校に伴うもので、対象児童生徒とは、花園地区の中学生と現在コミュニティバスを利用して笠田中学校へ通学している生徒、及び今後統合によってスクールバスを利用することになる児童です。

問

適正配置に伴って小学生もスクールバスに乗ることになるが、たとえば四郷の子どもたちが乗るバスに萩原地域(北川地区)の住所の子どもたちを乗れるようにしてほしいが、いかがですか。

教育総務課長

今後の検討課題としていきたい。

問

高田の児童は、バス通学が許可されていますが、現在は学校の始業時間とバスの運行時間が合わず誰も利用していません。しかし、今後バスのダイヤの改正により利用できる可能性があります。その際、

通学費については、スクールバスと同様の対応を行い、無料にしていきたいと思いますがいかがですか。

教育総務課長

状況を踏まえながら今後検討していきます。

問

かつらぎ町下水道事業受益者分担金条例について 条例にある「町長が公共下水の使用が可能と認める区域」に当たる戸数は。

上下水道課長

2か所、5戸です。



議会を傍聴して

可燃性粗大ごみについて、役場にお尋ねしたところ、車で持ち込みとの事。年寄りの女一人ではとても出来ることではなく困ってしまい、かつらぎの遅れを痛感していました。(70代女性)



問 今までは接続を許可してこなかったということですか。公共下水のエリア外なので、受益者負担金ではなく、受益者負担金ということになるのですか。

上下水道課長 都市計画法に基づき受益者負担金は地方税法の考え方に準じていますが、受益者負担金は、地方自治法上の分担金の考え方になります。公共下水道事業のエリア外には、今まで接続を認めてきませんでしたが、境界に隣接する住民に対しては、接続時に加入分担金を払っていただければ、接続できることとなります。

条例 (7 議案)

議案番号	件名	主な内容	採決状況
※第107号	かつらぎ町スクールバス管理運行条例	遠距離通学生徒のスクールバス運行に伴い、新たに制定されました。(平成22年4月1日から施行)	全員賛成で可決
※第112号	かつらぎ町下水道事業受益者負担金条例	公共下水道の排水区域外流入に対して、地方自治法に基づく分担金を徴収するため、新たに制定されました。(平成22年4月1日から施行)	全員賛成で可決
第106号	かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例	戸籍の電算化に伴い、戸籍謄本等の書式が変わるため、所要の改正がされました。	全員賛成で可決
第108号	花園ふるさとセンター設置及び管理に関する条例	指定管理者制度導入に伴う、職員の配置に係る規定について改正されました。	全員賛成で可決
第109号	花園恐竜館設置及び管理に関する条例		全員賛成で可決
第110号	花園グリーンパーク施設設置及び管理に関する条例		全員賛成で可決
第111号	かつらぎ町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	受益者負担金の賦課方法を変更するため、所要の改正がされました。(平成22年4月1日から施行)	全員賛成で可決

(※については2～3頁に質疑掲載)

補正予算

【一般会計に対する
主な質疑】

防災無線の設置を

問 全国瞬時警報システムとは。

総務課長 通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用して、緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムで、早期に避難や予防措置を講じ、被害の軽減を図ります。

問 本町での受信項目は何か。

総務課長 緊急地震速報・気象警報・河川洪水予報・土砂災害警戒情報などです。

問 このシステムは緊急情報を国から発信したとき、市町村の防災行政無線のスイッチが自動的に入り、瞬時に地域住民に直接情報が伝達される仕組みとなっているので、効果を

最大限に発揮するためには防災行政無線の設置が必要であるが。

町長 防災行政無線の設置の必要性は充分認識している。

供用開始は

問 四郷・天野・志賀地域のブロードバンドと携帯電話、花園臼谷地域の携帯電話の供用開始の時期は。

企画公室長 ブロードバンドは2月頃から加入の推進を開始予定。携帯電話は平成22年度早々の予定です。

事業内容は

問 和歌山県市町村消費者行政活性化交付金155万円は、どのような事業に使われるのですか。

産業観光課長 平成21年9月に消費者庁が設置され、市町村に相談窓口を置くことになりま

した。この予算は、啓発用のプロジェクトやビデオスクリーン、トラブルに巻き込まれないための啓発パンフレットなどに使われま
す。リフォーム詐欺や架空請求、多重債務などの相談
があります。この窓口は、
事前に悪徳商法に引っかか
らないよう防止する役割を
担います。

補正の内容は

問

住宅新築補助金と民間賃貸住宅補助金の補正が組まれています。

企画公室長

住宅新築関係は、2年目の

申請が13件で予定がさらに10件、1年目の申請が13件、予定が4件です。民間賃貸住宅関係は、2年目の申請が3件、予定が4件、1年目が6件、予定が6件あります。全体で1021万円の予算が必要となりました。

補正予算（8議案）

議案番号	件名	主な内容	採決状況
※第124号	一般会計（第8号）	5166万円追加→総額101億2510万6千円 補助金等の内示変更及び人事院勧告に伴う給与改定など	全員賛成で可決
第125号	国民健康保険事業特別会計（第3号）	61万3千円減額→総額28億1773万円 高額療養費特別支給金制度の新設及び人事院勧告に伴う給与改定など	全員賛成で可決
第126号	国民健康保険天野診療所事業特別会計（第2号）	4万2千円減額→総額1119万2千円 人事院勧告に伴う給与改定など	全員賛成で可決
第127号	後期高齢者医療事業特別会計（第3号）	3357万1千円追加→総額5億5439万7千円 療養給付費納付金精算金の確定及び人事院勧告に伴う給与改定など	全員賛成で可決
第128号	介護保険事業特別会計（第3号）	17万6千円減額→総額20億2951万2千円 市町村合併推進体制整備費補助金及び人事院勧告に伴う給与改定など	全員賛成で可決
第129号	下水道事業特別会計（第4号）	95万3千円減額→総額6億8008万7千円 人事院勧告に伴う給与改定など	全員賛成で可決
第130号	花園観光施設運営事業特別会計（第2号）	3万3千円減額→総額8686万3千円 人事院勧告に伴う給与改定など	全員賛成で可決
第131号	水道事業会計（第2号）	【収入】 収益的収入 2万5千円追加 収入合計 3億9184万9千円 【支出】 収益的支出 41万1千円減額 資本的支出 700万円追加 支出合計 4億6504万3千円 配水管布設費の増額及び人事院勧告に伴う給与改定など	全員賛成で可決

（※については3～5頁に質疑掲載）

霊園の改修工事は

問

かつらぎ霊園の法面改修工事の内容と法面が崩れた原因の説明を。

建設課長

崩壊区間は30メートルですが、崩壊していない東側にもクラックが入っているので52メートルの法面改修を行います。土質改良のためクラッシャーを入れ、水はけを良くし、ブロック積み工事を実施します。崩壊したのは、土質が粘土質だったため、集中豪雨により、排水不良が起ったことが原因だと考えられます。2200万円の工事費には、倒壊した墓石の補償は入っていません。総合賠償保険の適用を受けて対処したいと考えています。

椎茸加工施設移転

問

志賀ふれあい会館に隣接する椎茸菌床の加工施設の解体事業はどのようなものですか。

産業観光課長

国道480号のバイパスは志賀ふれあい会館の南側を走るようになり、進入路を造らないと志賀ふれあい会館に来るお客さんが激減することになってしまいます。進入路を造るためには、椎茸菌床の加工施設を別の場所に移転する必要がありますがありました。この際、国に1169万7000円の補助金を返還します。600万円の予算で解体する施設は、椎茸組合が土地を用意して、そこに移転します。椎茸組合には、建設のための一部補助を行う予定です。

町広報紙の配布改善を

事情があつて、町内会を脱退した人や町内に未加入の人に町広報が配布されない状況がある。同じ町民でありながら配布されないのは問題だ。直ちに改善を。

総務課長

町広報は、各区を通じて町内会に配布の委託をしている。早速、実態調査を行って、手配したい。



窓口業務の改善を

土・日・祝日の窓口業務が、ごく一部しか行われていない。特に、若い世代の方が、平日は仕事で忙しく役場に行く時間がないので、土・日・祝日も各種証明書の発行ができるように改善すべきでは。

総務課長

要望に沿って、改善を検討したい。

その他の議決

◆かつらぎ町土地開発公社定款の変更について (全員賛成で可決)

土地開発公社新経理基準要綱の導入に伴い、所要の改正がされました。

◆和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散について (全員賛成で可決)

事務組合の統合に伴い、平成22年2月28日をもって解散することになりました。

◆和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について (全員賛成で可決)

組合の解散に伴い、当組合の財産を和歌山県市町村

職員退職手当事務組合(平成22年3月1日付けで「和歌山県市町村総合事務組合」に名称変更)に帰属することになりました。

◆和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について (全員賛成で可決)

事務組合の統合に伴い、平成22年2月28日をもって解散することになりました。

◆和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について (全員賛成で可決)

組合の解散に伴い、当組合の財産を和歌山県市町村職員退職手当事務組合(平成22年3月1日付けで「和歌山県市町村総合事務組合」に名称変更)に帰属することになりました。

◆和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の一部変更について (賛成多数で可決) (採決の状況は7頁)

平成22年3月1日付けで「和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合」と「和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合」並びに「和歌山県市町村職員退職手当事務組合」の3組合の統合に伴い、規約の改正が行われました。また、統合後の組合名称は「和歌山県市町村総合事務組合」に変更となります。



◆伊都消防組合の共同
処理する事務の変更
及び伊都消防組合規
約の変更に関する協
議について
(全員賛成で可決)

伊都消防組合の共同処理
する事務の変更に伴い、平
成22年4月1日から規約が
変更されることになりました。

【主な質疑】

問 液化石油ガスの保管
の確保と取引の適正
化、火薬類取締法、高圧ガ
ス保安法に関わる事務が伊
都消防本部の処理する事務
になったことによって、ど
う変わるのですか。不正が
発見された場合はどうなり
ますか。

総務課長 販売許可、登録
認定申請、製造

許可などに関する事務が伊
都消防組合に移管されます。
不正が発見された場合は、
警察に告発するとともに、
許可などの取り消しとなり
ます。

◆公の施設の指定管理
者の指定について
(全員賛成で可決)

(全員賛成で可決)

指定管理者に管理を 行わせようとする公の施設の名称	指定管理者となる 団体の名称	指定の期間
① 花園グリーンパーク施設 ② 花園野外活動総合施設の一部 ・ 水害記念館 1棟 ・ 水害記念館前便所棟 1棟 ・ たる村 8棟	かつらぎ町大字 佐野702番地の5 株式会社 野半の里	平成22年1月1日から 平成31年3月31日まで

町道の廃止及び認定

【主な質疑】

問 今回町道である新城
2号線の長さが、2
307メートルから177
9メートルと528メー
ル短くなった理由は何で
すか。

地籍調査室長 地籍調査に
よる変更で
す。

問 この変更によってか
つらぎ町の面積はど
れだけ少なくなるのか。

地籍調査室長 0.4平方
キロメートル
ルです。面積の変更事務が
完了するのは地籍調査が終
了するまで、あと13年かか
ります。

物品売買契約

◆かつらぎ町立小学校
教育用コンピュータ
システム及び小中
学校校務用コンピュ
ーターシステム購入
(全員賛成で可決)

- ・ 契約者 (株) ロジック
(和歌山市八番丁9番地)
- ・ 契約金額
6818万2800円

請願

◆食料自給率の向上と
国内農林漁業の振興
をはかるための施策
を求める請願

- ・ 請願者 食糧と健康を守
り日本農業再建をすすめる
和歌山県民会議 代表者
児玉文平 (紀の川市平野9
27番地)

産業建設常任委員会に付
託され、委員長報告の後、



地籍調査風景

議会を傍聴して

わが町の知識を高めるための勉強の機会と思い参加をしております。議会傍聴の出来る日程等の公表を。
(60代女性)

採決を諮ったところ、全員賛成で採択となりました。

調査研究の必要があるため、継続審査としました。

◆国民健康保険税の値上げ中止を求める請願書

・請願者 かつらぎ町勤労者会 代表者 西岡慎浩(佐野47番地の1) 他1301人

◆平成20年度各会計の決算認定

厚生常任委員会に付託され、委員長報告の後、採決を諮ったところ、全員賛成で採択となりました。

陳情

◆下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特例法に基づく代替業務についての陳情書

・陳情者 上嶋衛生 代表 上嶋豊治(佐野317番地) 他1人

決算認定

決算審査特別委員会に付託していた議案第85号「平成20年度かつらぎ町各会計の決算認定について」は、委員長報告の後、質疑を行い、採決を諮ったところ、一般会計については賛成多数、特別会計については全員賛成または賛成多数で認定されました。
(採決の状況は下表)



採決に対する表決状況 (議案件数33のうち賛否が異なるものについて掲載)

件名	議員名 結果	大原清明	宮井健次	東芝弘明	平井義照	藤井昭雄	西林武仁	智多寛司	赤坂岩男	堀龍雄	藤上栄子	平野皖三	浦中隆男	新堀行雄	氏岡誠
		平成20年度決算	一般会計	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険事業特別会計	認定	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
後期高齢者医療事業特別会計	認定	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事件議決	和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の一部変更について	可決	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 田和弘満議員は、議長のため表決には加わらない。 ○は賛成 ●は反対

議会を傍聴しませんか!
 次回の定例会は **3月上旬** からの予定です

平成20年度決算審査特別委員会審査報告書



決算審査特別委員会
委員長 浦中隆男

決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

平成21年第3回定例会に提出された議案第85号「平成20年度かつらぎ町各会計の決算認定について」は、閉会中の継続審査として同定例会で設置された本委員会に付託されたものです。

閉会中の継続審査として、委員会は、10月6日、10月13日、10月22日、10月30日、11月9日、11月16日、11月19日、11月30日の計8日間、開催いたしました。審査にあたって委員会は、決算書及び実績報告書並びに各課から追加して提出された資料に基づいて説明を受け、質疑を行うとともに、委員による討論を行って委員相互の共通認識を深め、指摘及び要望の事項を精査しました。

まずは、一般会計の会計指標並びに町政運営全般に関わる指摘です。

平成20年度の一般会計は、歳入総額91億2848万8000円、歳出総額88億3753万円となり、歳入歳出ともに平成19年度とほぼ同程度の会計となりました。

平成20年度は、地方交付税の中に都市と地方の財源の偏在を是正する名目で地方再生対策費1億2375万3000円が創設された年度でした。この制度は、段階補正の見直しやアウトソーシングによる効率化、

事業費補正の大幅な縮減等によって後退させられた交付税の財源保障機能と財政調整機能を回復するのではなく、人口が集中する都市の法人事業税を交付税に振りかえ、特別枠として活用するものでした。本町の地方交付税は、この地方再生対策費等を反映して、前年度比で1億5374万8000円の増となりました。交付税の増額は、会計運営を改善するものですが、公債費の負担増や繰出金の増加が主な原因となって、一般会計の単年度収支は1444万6000円の赤字となりました。

財政調整基金への本年度の積立額は1億4017万2000円、一般会計への繰入額は2億5100万円であり、年度末現在高は7億4992万4000円となっており、前年度より1億1082万8000円減少しました。これは基金を取り崩して収支のバランスをとったものであり、基金残高の減少は、会計運営の厳しさであらわすものです。ただし、町全体の基金総額は2073万7000円増加し、年度末現在高は22億5429万6000円となって、財政調整基金の減少を補いました。基金総額が増額になった主な要因は、合併による町づくり基金への積み立て2億1400万円にあります。本町の会計は、合併の効果によって、厳ししながらも維持されているといえます。

本町は、国の三位一体の改革と人口減少による交付税の減少、過去の公共事業の返済等である公債費の歳出増という事態の中で、会計の黒字を維持しなければならぬ行政運営を強いられています。重要なのは、財政の黒字運営を行いつつも、新たな町づくり、町おこしに積極的に取り組むべきだということです。

この点では、平成20年度は、厳しい財政運営の中でも、懸案事項であった課題に一步を踏み出した年となり、笠田中学校と妙寺中学校の耐震改修と大規模改造事業も開始されました。今後、小学校3校の改築、学

校給食の実施、幼保一元化施策の実現などの課題が控えています。これらの事業が住民に希望を与えるものとなるよう最大限の努力を行うことが求められています。

本町では、少子化、高齢化、過疎化が複雑に絡み合いつつ、年間300人以上の規模で人口が減少しています。人口の減少は地域経済の弱まりと比例し、それは農家戸数の減少、中小工業の事業所の減少にあらわれています。平成20年度の決算では、戦後最長的好景気を一定反映して全国的には住民税関係の税収が増加しましたが、本町では前年度比で326万2000円減少する結果となりました。

本委員会では、衰退しつつある現状を確認しあいなから、事態を打開する努力を行う必要があることを確認いたしました。

この点では、山本町長が、平成19年12月議会で「協働のまちづくり」を打ち出したことが重要です。協働というのは、住民自治と団体自治の結合に他なりません。これは地方自治の本旨を具体化するものです。「協働のまちづくり」には2つの側面があります。1つは、自治区における地域振興計画の作成、もう1つは、事業を協働の観点に立って発展させることです。「協働のまちづくり」は、地域経済の活性化による地域おこしとなるものです。

平成20年度は、「協働のまちづくり」の初年度にあたりましたが、具体的な施策の展開は見られません。現状を深く認識し、打ち出した方針に基づいて行動することで事態を変えなければなりません。「断じて行えば鬼神もこれを避く」というように、羅針盤をもって荒海を渡る勇氣こそ必要です。

平成20年9月に起こったアメリカのリーマンブラザーズの経営破たんを端を発した世界同時不況は、日本経済にも極めて深刻な影響を与えました。この結果、平成20年度会計は、「好景気」と世界規模の「大不況」という2つの顔を持つものとなりました。平成21年3月の一般会計補正予算には、「地域活性化・生活対策

議会を傍聴して

初めて傍聴しましたが、とても静かなおだやかな中での質問、答弁、よく理解出来ました。（60代女性）

臨時交付金」や「定額給付金」などの補正予算が組み、庁内と各施設、学校等のテレビを買換えたりしました。日本経済が破たんしに直面したなかで、これが真に有効な施策であったのかは検証が必要です。

決算委員会では、過去から一貫して町当局に対し、さまざまな指摘と要望を行ってきました。しかし、残念ながら決算委員会の指摘が十分、行政運営に反映されてきたとはいえません。たとえば、平成19年度の決算委員会は、行政全般に関わる課題として縦割り行政からチーム編成型の組織への移行、各課の再編を伴う機構改革について指摘を行いました。この指摘はほとんど検討されませんでした。行政全体を貫く指摘はもちろん、懸案事項については、町長を先頭に検討する組織を編成することにあたる必要があります。こういう仕組みを持たないまま、各課の努力任せにしているところに事態を切り開けない最大の要因があります。

縦割りの行政機構からチーム制への移行、「協働のまちづくり課(室)」の設置、企画公室の事務の見直しによる財政と企画の分離、幼保一元化及び子育て推進の統一を教育委員会内に移管する等の課題については、喫緊の課題としての対応を求めます。

不用額は毎年1億5000万円を超えており、平成20年度もその額は1億6504万2000円となりました。不用額のうち、予算が執行されず残されたものは86.8%を占めています。緊縮財政の中で住民の切実な要求が予算化されていないにもかかわらず、多額の不用額が生まれるのは理解しがたいことです。本町の予算編成方針は、各課に分権型・自律型の予算編成とスクラップアンドビルドを求めています。この方針は貫徹されていないといわざるをえません。スクラップだけではなく同時に新しい事業を起こすことが切望されています。さらなる努力と変化を求めます。

以上が一般会計の会計指標並びに町政運営全般に関する指摘です。以下、各課の事業について、指摘及び要望を列挙いたします。

町づくり補助金については、イベント関係の補助と町づくりの補助を分離して、補助金が町づくりのためにいかされるよう募集期間の見直しも含め発展させることを求めます。

コンピューター関係の経費の内、システムリース料と保守料について、次の再契約時には競争入札を行い、経費の削減を図られるよう見直しを求めます。

コミュニティバスの事業は、住民の交通手段としてなくてはならないものですが、新たに始まるスクールバスの運行との関係で見直しが求められます。バスの財源確保の側面からは、現行の利用料金の見直しが避けられません。

自主防災組織は、全自治区で結成されました。この取り組みは高く評価されるものです。今後は、町の防災計画、過去の経験などを踏まえ防災組織の運営について改善を図るとともに、支援を必要とする人の把握が課題となるので、なお一層の努力がなされることを望みます。

個人町民税及び法人町民税、固定資産税、軽自動車税の現年課税は、いずれも若干徴収率が向上しました。滞納繰り越し分の個人町民税及び固定資産税、都市計画税も徴収率が向上し、全体で86.03%の徴収率となり前年度比で0.75ポイント上昇しました。これは、督促状から催告状、予告通知、差し押さえという法的な手続きを強化してきたことや納税相談を行った成果のあらわれです。今後もさらなる努力を行うとともに、予告通知を送送する前には、電話等による連絡を行うことで納税相談につながるよう配慮を求めます。

ただし、国民健康保険税の徴収については、他の税の徴収とは異なる対応を求めます。1年以上の税の滞納によって資格証明書もしくは短期保険証の発行が行われますが、国は被保険者の具体的な実情を把握することによって、資格証明書の発行にいたらない具体的なケースを明らかにしています。これを文字どおり実行するためには、やすらぎ対策課の独自の努力が必要であり、抜本的な改善を求めます。

国民健康保険税の徴収率は71.19%となり、前年度比で5.66ポイント低下しました。徴収率の向上への努力が必要ですが、同時に負担の限界に近づいている国民健康保険税については、憲法第25条の精神に基づく社会保障の立場でこれ以上の値上げにつながるような一般会計からの更なる繰り入れを視野に入れ、対応することを求めます。

格差と貧困が広がる中で住民からの相談が増えています。来庁する住民が、複雑である公的な諸制度を十分理解していないケースは数多く存在します。各課の窓口業務に従事する職員は、住民福祉課に発令されている住民相談員の姿勢で業務にあたるよう求めます。

住宅新築改修資金等貸付事業の滞納については、監査委員の指摘にあるように、法的な手続きを行い、滞納整理をすすめることを求めます。

平成20年度は、橋本周辺広域市町村圏組合のごみ処理施設がいよいよ建設される年度にあたりました。広域のごみ処理施設が稼働してもごみの収集運搬業務は、本町の固有の事務として残ります。絶えざる努力の中で発展してきたごみ行政をさらに充実・発展させることを求めます。

産業観光課の事業については、基幹産業である農業の実態についてさまざまな角度から議論が行われました。観光客は、観光農園や物産販売の取り組み等によって宿泊が4万1700人余、日帰りが108万3000人余となり、合計で112万5000人を超えました。また、平成20年度から耕作地を維持するために、農業委員会による遊休農地の調査が始まっています。このような努力を引き続き行うとともに、町と住民による物産販売所を実現するために物産販売の連絡協議会(仮称)を立ち上げる努力を求めます。

しかし、上記のような施策だけでは、現状を打開できる展望は開けません。本委員会は、農業後継者に対し、年間200万円程度の就農奨励金(仮称)を支給して、実際に若者を中心に農業に従事する人を増やすよう求めます。このような大胆な施策実施が今問われて

います。

農林関係の資材補助である事業の補助率は65%です。きめ細かい基盤整備をより一層推進するために、補助率を引き上げ、住民負担を軽減するように求めます。

農地課の職員配置については、事業が大幅に縮小している中で、機構改革も視野に入れスリム化することを求めます。

住宅市街地総合整備事業(高田開発)については、平成22年度が最終年度となります。当初計画と事業の進捗には大きな乖離があります。事業の方向性を明確にして地域住民との協議を行い、住民合意に基づいて見直しを行うことを望みます。

公営住宅の使用料の徴収率は、現年分が93.04%あるものの、滞納繰り越し分はわずかに3.23%であり、合わせた徴収率は55.11%しかありませんでした。深刻なのは、徴収率が現年分、滞納分ともに平成18年度の60.74%をピークに2年連続下がっていることです。住宅使用料は、社会通念上、水道光熱費の次に優先して支払われるべきものです。公営住宅は、公営住宅法及び条例、並びに入居者と町とが民法上の契約によって管理運営しています。町は、法令と契約による徴収を強化し、使用料の納付向上を図り正常な状態に戻す努力を行うべきです。なお、行方不明者や町外転出などに對しては、5年が経過すると執行停止、さらに5年が経過すると不納欠損処理が行われていますが、このようなケース以外でも、内容を精査して不納欠損処理を行うよう検討を求めます。

幼保一元化は、町政運営全般のところでも触れましたが、保育の期間を含めて幼児教育の観点で一元的に運営することを求めるものです。子育て推進室の事務の全てが移管されて教育委員会内に置かれると、幼児虐待などへの対応と親子へのサポートが、中学校までの長い期間の中で取り扱われる等、改善も図られ、期待が持てます。

教育委員会が行っている事業の中には、国や県の財源に基礎をおいた補助事業がありますが、ほとんどの

事業は、モデル的なものであり年限が設定されていません。このような事業のうち、教育的効果が高く教育上継続が望ましい事業については、町単独事業に移行して継続されるよう改善を求めます。

生涯学習の基本的な施設は、総合文化会館、図書館、公民館です。住民との協働を考える際、これらの施設はまさに協働を積極的に推進する拠点となるものであり、施設の相互連携が今以上に求められます。住民のさまざまな組織には、停滞や後退、縮小という傾向もあらわれており、住民相互のコミュニケーションの弱まりも見られます。住民と行政が対等の立場に立って新たなものを生み出す協働がさらに発展するよう期待します。

なお、図書館事業については、子どもを対象とした事業を発展させるとともに、生涯学習の名にふさわしく大人を対象とした事業の展開を望みます。

改修され運営されている町民プールについては、他の社会体育施設が使用料を徴収しているので、使用料を設定すべきです。

青少年センターがかかわっている育成会活動については、実態をリアルに把握して育成会がさらに発展するよう格段の努力を求めます。

公共下水道事業については、合併浄化槽による対応などへの切り替えを視野に入れ、事業の見直しを進めるよう求めます。平成20年度は、下水道料金の滞納繰り越し分の徴収率が5.81%となり、前年度比で18.66ポイントも下がりました。これは、平成19年度の決算委員会の指摘を真摯に受けとめたのかどうか問われる問題であり、徴収率向上を強く求めます。

花園地域振興課が管理している花園観光施設については、振興課長が観光施設の責任を負っています。これでは、花園観光施設が赤字を克服して発展していく見通しが持てません。役割を分担するために観光施設については責任者を配置し事業の改善をめざすべきです。

以上が平成20年度の各会計決算に対する指摘及び要

望事項です。

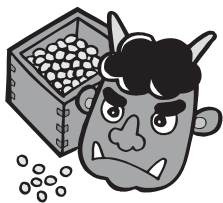
財政危機のもとで町づくりが問われています。産業政策と結びついた町づくりを行わなければ、中山間地域であるわが町が、住み続けられる地域として発展する展望は開けません。地方自治体は、新たな責任を住民に對して負っています。この報告が、行政刷新の契機となることを願っています。

次に各会計の決算認定について、委員会の採決状況を報告いたします。

まず最初に一般会計歳入歳出決算について採決を諮ったところ、出席委員の賛成多数で認定することに決しました。

次に特別会計の歳入歳出決算について、それぞれ採決を諮ったところ、

- ・住宅新築改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
 - ・シビックセンター特別会計歳入歳出決算
 - ・国民健康保険天野診療所事業特別会計歳入歳出決算
 - ・老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算
 - ・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - ・介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - ・下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - ・花園観光施設運営事業特別会計歳入歳出決算
 - ・花園守口ふるさと村運営事業特別会計歳入歳出決算
 - ・花園梁瀬簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
 - ・特別会計については、出席委員の全員賛成、また
 - ・国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- については、出席委員の賛成多数で、いずれの特別会計も認定すべきものと決しました。
- 以上をもって平成20年度各会計の決算審査報告とい



一般質問

一般質問については、質問者の責任において作成されたものを掲載しています。

改築後の紀北分院の運営のあり方について



宮井 健次 議員

問 改築、開院後の紀北分院の運営のあり方について、いくつかの点で質問したい。まず、診療科目についてだが、外科の廃止と夜間の救急体制が人員不足で不安定と聞くがどうか。

企画公室長 医師不足というところで、今後これらの対応を続けていきたい。

問

医療費の削減についてお尋ねしたい。医療費の3割は薬剤費。このことが医療費全体を抑えることになる。そこで一つの解決方法として、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使うことを推奨したい。このジェネリック医薬品（※）は、先発医薬品に比べて、効能、成分は同等だが、値段は3割から5割安い。厚生労働省は、「2010年度診療報酬改定の基本方針（骨子）」で、「後発医薬品の使用促進を勧めている。本町でも、まず国民健康保険の加入者に徹底するようにはどうか。

やすらぎ対策課長

先日の国保連

営協議会において委員の皆さんにジェネリック医薬品の説明をさせていただきました。今後、町広報等へ掲載し周知していく予定です。

問

紀北分院の経営と町からの支援金についてお尋ねしたい。平成18年度から独立行政法人と機構が変わったが、平成18、19、20年度の紀北分院の決算はどうなっているのか。

企画公室長

平成18年度は3億1005万円、平成19年度は3億347万円、平成20年度は4億4746万円といずれも赤字です。

問

改築後の負担問題について、県と覚書を締結していると20年12月議会での私の一般質問で答弁しているが、その内容は、

町長

覚書の内容につきましては22年3月議会ですべて具体的な方向づけについてご提案してご説明申し上げたいと思います。

問

どういう名目で支出するのか。

町長

性格のきちっとした形で、総合的な立場での金額の設定になると思っています。

問

後年度の負担というのが、期限つきであるのかないのか、あくまでもやすらぎ町の実態を踏まえた上で許容できる金額にすべきだと思いませんか。

町長

本町としては、ある程度の支援をさせていたただきながら、（外科、夜間救急等）早急に体制を整えてもらう、そのための支援だということの認識が必要かと思っております。

問

町民が紀北分院に求めたものは、総合病院化だ。その結果が、外科の廃止、夜間救急体制の医師不足による弱体化、その上で毎年支援金を払うとなれば、町民は納得しない。それだけに、お金を出すな



（※）ジェネリック医薬品：製薬会社が開発した医薬品の中で、成分そのものやその製造方法を対象とする特許権が消滅（発明から約20年で消滅）した後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬のことで、最初に開発された薬と同等の効果があるにもかかわらず、価格が安い。（ヤフー百科事典）

ら口も出せ。そして、よりよい町民のための病院にしていく。このことが今、町当局に課せられた極めて重い任務だと思う。紀北分院に対し物申す。協議する場を設定する。このことを確約するよう今後の交渉の中で要望していただきたい。

可燃性ごみ収集は曜日固定方式に

町長 曜日が決まっていることが望ましい



東芝弘明議員

問 本町は、可燃性ごみの焼却委託によって、土曜日と祝日の焼却ができなくなり、苦肉の策として、平坦部の収集を曜日固定方式から変則的な収集日を設定する方式に変更しました。しかし、広域のごみ処理施設が稼働して条件が大きく変化しました。ごみの受け入れの曜日、搬入時間は現在どうなっていますか。

生活環境課長 曜日は月曜日から土曜日まで、時間は午前8時から午後4時までです。

可燃性粗大ごみの収集を

問 広域ごみ処理に関係する自治体で、可燃性粗大ごみの収集を行っていない自治体はいくつありますか。

生活環境課長 橋本市、九度山町、高野町は収集を行っています。

問 可燃性粗大ごみは、破碎選別の上、焼却処理されています。可燃性粗大ごみは、本町の分別収集の中で取り残された最後の分野です。橋本市は、ステーション方式で収集され、その数は993か所あります。収集は月曜日と金曜日に行われています。排出量は月20トン程度です。不燃と可燃の粗大ごみの中で半分以上が可燃性であり、本町に換算すれば、7トンくらいになります。可燃性粗大ごみの収集を行うべきではないでしょうか。

町長 経費の問題等々がああるので、担当課と検討してみたい。

協議機関設置を

問 隣保館の廃止を求めている答申と存続を求めている意見には共通点があります。それは同問題を全面的に解決したいということと、意見の違いを踏まえて、話し合いのテーブルを設定する必要があります。町長の6月議会での答弁は、2つの対立した意見をどう解決するのか、方向を示したものだと思っていますが、いかがでしょうか。

町長 意見の集約は必要だと思っています。行政が一定の期間、取り組んできた隣保館を即廃止と位置づけるのには無理があります。意見の集約を協働の観点で行うのがきわめて大事であり、これが私の信念です。

問 土曜日収集を行っている自治体は、分かる範囲でも30自治体中8自治体あり、4分の1以上が土曜日収集を行っています。橋本市は祝日収集も行っていません。曜日固定にすべきではないですか。

町長 曜日が決まっていることが一番望ましいと思います。



可燃性ごみ集積場

問 コストがかかるのは明らかです。しかし、他の自治体が行っている可燃性粗大ごみの収集を行うべきです。それが本町の責任です。実施するべきかぎり全町収集を行うべきです。いかがですか。

町長 やる限りは十分な体制で実施したいと考えています。

観光振興対策と方針は



浦中 隆 男 議員

問 町長は観光立町を目指すのか、観光振興は。

町長 本町の資源を生かした観光地を目指したい。観光振興は本町の活性化と農業振興・商工振興の上で極めて重要である。

問 平成20年度における本町の観光客数は12万5000人。観光が重要な産業になってきている。観光に対する方針は。

町長 平成20年度の和歌山大学学生によるアンケート調査では、長時間滞在していただく観光地として、温泉・食事・おみやげ・周辺の環境づくりな

どで、欠けているところを育てていく必要があるとの指摘を受けている。

問 モミジの苗木5000本を町内に植えて、

住民の癒しや居住環境の整備と観光名所の創造を目指すとしているが、串柿の里や天野の里、花園地域などにモミジ植栽して観光地の充実を図っては。

町長 モミジの植栽を、住民の力を借りながら全町的に行いたい。

問 観光地を選ぶときインターネットを利用

する人が増えてきている。本町のホームページの中にある観光情報を見直し、充実する考えはないのか。

産業観光課長 現在のホームページは

行政情報と一体となっているので、観光協会で独自のホームページを作って、楽しい観光情報を提供できるように取り組んでいる。

問 花園観光施設運営審議会の

委員は15名、この内4名が町議会議員となっているのは問題であるし、多すぎるのではないのか。

町長 他の審議会を含めた全

体の問題としてお聞きしておく。

まとめ

観光振興に対する

方針や計画がはっきり示されなかった。本町の観光客は年々増加している事を踏まえ、具体的な方針をもつて進めていただきたい。

ホームページの充実を

問 ホームページ開設の意義と経費は。

企画公室長 住民が情報を得ることと観

光情報など、全国に提供する必要があるのである。維持する経費は、情報推進係の職員が情報の更新を行っているので直接にはいらない。

問 年間のアクセス件数は約6万件。利用の

状況と効果は。

企画公室長 今後ともホームページの利

用が増えてくると考える。観光情報を利用して人人も多いと推測できる。

まとめ

トップページから必要な情報に検索するときに、わかりにくいので改善を要望する。

有害鳥獣の

現状と対策は

問 有害鳥獣による被害額は。

産業観光課長 平成20年度

における農業被害額は約1245万円の報告がある。面積は分からない。

問 被害額が増加している。被害を防止する

には捕獲が一番有効である。狩猟者の育成も必要であると思うが。

町長 専門的な人を含めて検討し、前向き

に取り組みたい。



答弁には意欲と情熱が感じられなかった。住民の側にたって町づくりに励んでいただきたい。

(60代女性)

農家にも労働災害保険(労災)の加入はできないか



赤坂 岩男 議員

です。

問 県内の加入実績は3・7%である。労災は国の制度であり、加入にはどのような規制があるのか。

産業観光課長 労働基準監督署に確認すると、労働保険事務組合という組織や団体が必要となり、加入農家の生産販売額や経営耕地面積、また農機具使用や就労日数等いろいろ規制等があります。

問 新聞で事故や負傷者等の報道があるが、町内での事故件数は。

産業観光課長 町内での件数は把握しておらず、県内では平成19年度に6名の死亡者があったと聞いています。

問 農業労災が充実している先進県の神奈川県方式で本町を類推すると、負傷者は40・8〜60・3人になります。労災に加入していれば、国保税の減額に關係してかと思えます。

また、一般の傷害保険と違い休業補償やいろいろな給付が付いており、特別加入制度でも一般労災の適応を受けます。医療費や診療費削減等は各課にわたるので庁内でのプロジェクトの取り組みをしていただきたい。

町長 確かに農業の経営も厳しい。作業も厳しい。事故の問題について労災は必要

な制度であります。加入等について今後、県に対して支援を求めるなど十分対応する姿勢を持ちたい。また、伊都地方の振興協議会の中でも、これについては共通の課題として取り組むように提言をしていきたいと思えます。

事業仕分けと町の対応は

問 連日、事業仕分けの内容等が報じられましたが、マニフェスト入手や分析、また、これからの町の対応は。

企画公室長 詳細ではないが、インターネットで一通り目を通しました。本町に関わる事が多く、このままいきますと大きな影響が出てくると思っています。

ていない。状況を見極めて対応する。

町の振興計画関係について

問 平成15年の基本構想、平成17年の長期総合計画、平成17年10月合併時の新町まちづくり計画への影響は。

企画公室長 計画については、今の政権の予算編成を見て考えていくことになる。

問 基本構想を基に計画がある。特に序章として若者定住対策が掲げられている。現政権でどのような農山村を作ろうとしているかわからない。町の計画の再点検や見直しは。

町長 全体の計画の基本的な考え方を見直すことは今のところ考えておりません。

問 農家でも任意加入が認められている労災加入の実態は。

問 農作業に関わる事故や負傷者が統計上からもあらわれているが、町の実態は。

産業観光課長 返答できるときは返答させていただきます。



経営も厳しい。作業も厳しい。事故の問題について労災は必要

問 事業仕分けで削減された事業には取り組まない認識してよいか。

問 具体的な予算などもわかっていない。

固定資産評価額と税額について



平井 義 照 議員

問 かつらぎ町における固定資産の評価について2、3点おたずねします。

バブル崩壊後、固定資産税に関係する宅地や農地等の値下がりにより、各府県ごと、また、和歌山県でも地域によっては30〜50パーセントも評価が低い。かつらぎ町の来年度における固定資産税の比率は何パーセントぐらい税額にして下がるのか、税務課長にお伺いします。

税務課長

今年度と来年度を比較して何パーセント下がるかという質問ですが、固定資産税は土地・家屋・償却資産等を総

称しての中で、1月1日現在の所有者に対する価格、評価額に応じる町税として占める割合が本町の半数以上が固定資産税ということに基幹的な税と言えます。来年度と今年の対比ですが、固定資産税の合計で3パーセント程下がるのではと予測してございます。要因は、土地については宅地等の下落による減、家屋については今年は70軒弱でしたが、例年は100軒余り新増築があり、それに伴う増。償却資産については、大臣配分の大口償却資産があり、大きな要因のひとつですが、志賀の変換所が毎年設備投資がありまので3000万円近く減収します。以上のような理由で22年度は3パーセント余り落ちるのではないかと予測しております。

問

実勢の値下がりと役場の税務課の予想とは雲泥の差があると思います。3年に1回の固定資産税の評価の見直しについては、地域の土地とか建物とかの資料を実勢に見合うように固定資産税の在り方というものを検討していただきたいと思えます。

町長にお願いしておきたい事がございます。実勢価格と評価額になぜ大きな差があるのか町民は疑問に思っています。不動産鑑定士が評価をする事になると思うが、評価についてのかつらぎ町の考えをお聞きしたいと思えます。

町長

固定資産の評価については高いのではという指摘だと思えます。評価については、国の基準に基づいて評価している。基本的には実勢の価格という事が評価の原則であります。不純的な要素は省いて、純粹に固定資産の実勢の評価という形で評価をしております。鑑定の評価も参考にしますが、評価の加減という形は聞いて

てもないし、やった覚えもないと思えます。

問

固定資産税とか町民税とかいろいろな税があると思いますが出来る限り、強固に審査をしていただくことをお願いしておきます。

※この他に、学校給食の今後の取り組みについてや、ふるさと納税について、また、紀北川上農協かつらぎ中央総合選果場の建設に伴う補助金についても質問しました。



入道山からの遠望

コミュニティバスの

停留所について



藤上 栄子 議員

問 笠田駅前コミュニティバス停留所について、何度も同じ質問です。検討から随分長時間になりますが、その後の進展はどのようなものですか。

問 6月議会のその後の経過についてですが、紀美野町のたまゆらの里前にコミュニティバスの停留所ができませんのようですか。

総務課長 バス停の新設は、運輸局の許可等の問題で大変難しいです。ただ、たまゆらの里での乗降につきましては、その場所でのフリー乗降というのが一応可能となりました。



笠田駅前停留所

産業観光課長 笠田東第一自治区との話しも済み、方向が決まり、今設計が出来上がってきたところですが、JRの機器と配線が建物の中にあり、移設工事を今JRの方で進めていただいています。それが終わります。町が工事にかかるということで、もうすぐ入札を行いたいと思っております。

問 工事は3月末までには出来上がりですか。

産業観光課長 今の予定では、建物の工事を2月末を目途にやっけていきたい。地元との話し合いの中で建物だけでなく、東側の空き地も多目的に何かできるようにしたいと思っております。

問 観光看板について、このことも何度も質問をさせていただいていますが、観光の宣伝が足りないと思えます。笠田駅で下車し、コミュニティバスに乗る学生や観光客が多いので、バスの時間待ちの中で、

黒板のように大きな地図に、四郷の里、高野山、恐竜ランドなどの見て楽しく、行ってみたいくなるような案内表示板を設置していただきたいのですが。

黒板のついでに
トイレの設置について

問 9月議会の質問です。その後、どこまで進展していますか。

花園地域振興課長 実行委員会に

提案した結果、一日のイベントのために新設するには少し無理があるとのこと、仮設トイレの設置を検討することになりました。

問 花園観光は、今まで公園と言われましたが、今一番先に名前があるのは花園の花火です。どこの観光地でもトイレと道路が一番大事なことです。安心して子どもや身障者の方も花火を楽しみに来て下さる方々にとって一番大切なこ

産業観光課長 笠田コミュニティバスの待合の場所に、地域への案内というような看板は必要だと思っております。

とです。たった一晚のことですが、花火は花園の観光のどれだけの宣伝になるかということを考えていただきたい。

総務課長 トイレの件については、夏まつり実行委員会でも今後検討する運びになっております。

また、いろいろイベントのPR等については、広報紙等を通じて掲載をしていきたいと考えています。

※この他に、かつらぎ斎場への道路標示について並びに医師不足における町としての対応についても質問しました。

10月臨時会

平成21年第3回かつらぎ町議会臨時会が10月29日開会されました。
補正予算1件並びに事件議決2件を可決して閉会しました。

補正予算

◆議案第101号 一般会計 (第6号)

(全員賛成で可決)

台風18号の豪雨災害に伴い、林道花園長谷線崩土除去工事費として200万円が追加され、補正後の一般会計予算総額は100億6394万6千円となりました。

物品売買契約

◆消防ポンプ自動車購入

(全員賛成で可決)

・契約者 (株)モリタ大阪

支店 (大阪市生野区小路東五丁目5番20号)
・契約金額

1218万円
・配備先 第4分団機動隊 (四郷)

工事請負契約

◆かつらぎ町立笠田中学校南校舎・屋体耐震補強及び大規模改造工事

(全員賛成で可決)

・契約者 三洋建設(株)紀北営業所 (岩出市曾屋257番地)
・契約金額
2億5833万1777円

11月臨時会

平成21年第4回かつらぎ町議会臨時会が11月20日開会されました。
専決処分の報告1件を承認し、条例3件を可決して閉会しました。

専決処分

◇報告第7号 平成21年度かつらぎ町一般会計補正予算 (第7号)

(全員賛成で承認)

条例

◆議案第102号 職員の給与等に関する条例

(賛成多数で可決)
(採決の状況は下表)

人事院勧告に伴い、職員の給与等を減額する措置を講ずるため、給料表の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給率の改正等、所要の改正がされました。

◆議案第103号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(賛成多数で可決)
(採決の状況は下表)

人事院勧告に伴い、職員の給料の切替えに伴う経過措置について、所要の改正がされました。

◆議案第104号 かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(全員賛成で可決)

職員の給与等に関する条例の一部改正に準じ、議員提案により、期末手当の支給率を改正し、減額しました。

採決に対する表決状況 (議案件数4のうち賛否が異なるものについて掲載)

件名	議員名 結果	議員名														
		大原清明	宮井健次	東芝弘明	平井義照	藤井昭雄	西林武仁	智多寛司	赤阪岩男	堀龍雄	藤上栄子	平野皖三	浦中隆男	新堀行雄	氏岡誠	
条例	職員の給与等に関する条例	可決	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	●	●	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 田和弘満議員は、議長のため表決には加わらない。 ○は賛成 ●は反対 欠は欠席

●議会を傍聴して 町民からの要望をできるだけきちんと対策できるように実行していただきたいです。(30代女性)

意見書

後期高齢者医療制度の 速やかな廃止を求める意見書

(概要)

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を強制的に加入させ、保険料を徴収し、受診内容にも制限を設ける「別建て診療報酬」まで実施しました。また、年金から保険料を天引きし、滞納者に対しては短期保険証や資格証明書を発行するとともに、保険料は2年ごとに見直し義務づけられ、際限なく値上げされる仕組みとなっています。この制度は、年齢によって医療に差別を持ち込むものであり、制度の存続は高齢者にとっては耐え難いものです。

国民世論は、速やかな廃止を求めており、本議会も老人保健制度に戻すとともに、国民の負担が増大しないよう、国民健康保険制度等への財政措置を含む必要な手だてを講じることを求める内容の意見書を提出しました。

(意見書提出先)

内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣

(全員賛成で可決)

食料自給率の向上と国内農林漁業の 振興をはかるための施策を求める意見書

(概要)

世界の食料事情は悪化し、飢餓人口が10億人を超えています。その背景には食料需給の逼迫と世界を巻き込んだ新自由主義経済の破綻があります。

今こそ、国内の農林漁業生産を拡大し、自給率を高め、実効ある政策を国の柱に据え、再生産できる価格保障・所得補償制度の充実や不要なミニマムアクセス米の輸入を止め、食料備蓄を充実すべきです。食糧主権の考え方に立った貿易ルールを確立するため、日米FTA・日豪EPA、WTO交渉など、これ以上の自由化交渉は止めることなどを求める内容の意見書を提出しました。

(意見書提出先)

内閣総理大臣・農林水産大臣

(全員賛成で可決)

総務文教常任委員会活動報告

- ◇ 11月4日、第4回臨時議会に提案される職員の給与等を減額する条例改正に伴い、議員の12月に支給される期末手当の支給率（100分の160を100分の150に改める）を減額する条例について、委員会に諮った結果、減額すべきであると、また、議員提案案件として取り扱うことについて審議を行い、全員賛成でそれぞれ決しました。

- ◇ 12月9日、所管事務調査の一つとして、現在計画の進行中である小学校改築問題で、渋田小学校周辺の埋蔵文化財調査（昨年8月に確認調査済）の概要説明を受けました。それによりますと弥生時代の住居跡や奈良から平安時代の土器等が出土されています。今後、改築工事が本格化するまでに2か月程度かけての調査が必要です。また、笠田小学校関係では、改築を機会に工事期間中における在校生の教育環境の確保策、周辺整備等も考慮すべきではないのかとの提言も出されました。さらに、1月25日からスタートする戸籍電算化システム導入に関して、現在までの進捗状況の説明を受けました。電算化により、証明などの名称は変更されますが、今後、分かりやすい戸籍を作成できるとともに、届出から証明書発行までの時間が短縮されるというメリットが期待されています。

厚生常任委員会活動報告

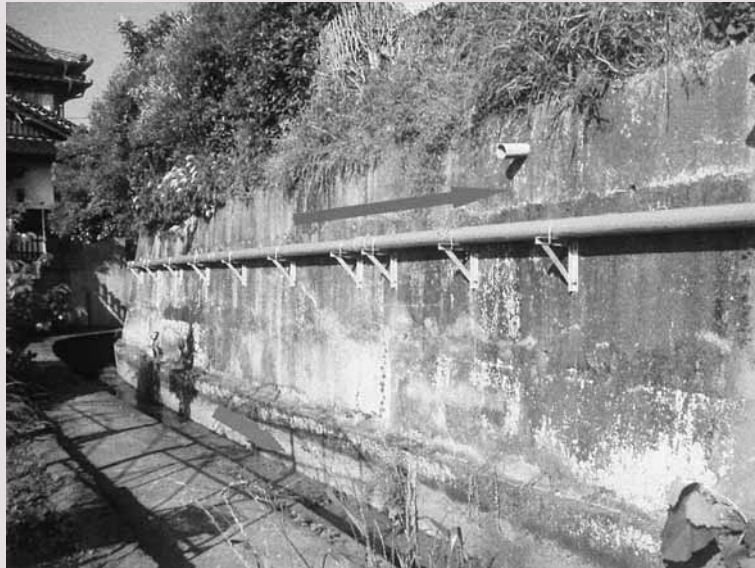
12月10日委員会を開催し、継続審査中の陳情第1号「コミュニティバス運行についての陳情書」については審査の結果、継続審査となりました。陳情第2号「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特例法に基づく代替業務についての陳情書」については、更に審議を行う必要がありとの事で継続審査となりました。請願第3号「国民健康保険税の値上げ中止を求める請願書」について、請願項目にある「かつらぎ町の一般会計から繰り入れて国保税の値上げを中止して下さい」については、単年度の対応とすべきとの意見もありましたが、全会一致で採択、また、「後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書(案)」については、審査の結果、全会一致で採決し、意見書を提出しました。（18頁に掲載）

今委員会には、町長の出席を求め、審議を行いました。特に、国民健康保険事業特別会計の現状について所管の説明から、同保険は国民の命と健康を守るための社会保障制度であるとの共通認識、理解を改めて強くいたしました。

産業建設常任委員会活動報告

11月12日、低コストといわれる下水道の露出管をいち早く取り入れた「熊本県益城町^{ましき}役場下水道課」で研修を受けました。

益城町は、熊本空港から東に車で15分のところで、人口は3万3200人余りで農業を中心とした公害のない生活環境づくりの実現に向けて、町内2つの川や水路の水質汚濁防止と合わせて生活環境の整備を行っています。



益城町の露出管工法

現在、公共下水道事業の認可計画目標は、平成24年都市市街化区域396ヘクタールと、宅地開発予想区域204ヘクタールを加えた600ヘクタールを整備し、計画人口2万8300人となっています。露出管方式と浅埋方式による工法で、未普及地域を早く解消しながらコスト縮減24%、工期の短縮58%を達成し、また、マンホールポンプなどを使わず、従来の推進工法から開削工法が行える改良型伏越^{ふせこし}工法で、コスト29%縮減、工期21%短縮となり施工費が削減されました。本町でもマンホールポンプを省略し、改良型伏越の連続採用・露出管工法など、よく考えて採用し工費の削減に取り組みたい。

財政難は技術者を成長させるのでは。

また、12月11日に委員会を開催しました。主な内容は、花園グリーンパーク施設の指定管理者制度導入について担当課から説明を受けた他、付託されていた請願第2号「食料自給率の向上と国内農林漁業の振興をはかるための施策を求める請願」を採択し意見書を提出しました。(18頁掲載) その他に、継続審査となっていた請願第4号「妙寺団地駐車場売却問題に対する請願書」、請願第5号「妙寺団地下水道工事再開に関する請願書」及び陳情第3号『「鳥獣被害防止特借法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情』の3件については、審査の結果、引き続き継続審査となりました。

議会運営委員会活動報告

「議会運営委員会は、多数の議員で構成される議会を円滑に、しかも効率的に運営するために、常任委員会とは別に置かれる委員会であり、議会運営の責任者である議長の諮問的な性格を帯びた機関である。」

「議会運営委員会の権限は、次に掲げる事項に関する調査及び議案、陳情等の審査とされている。」

- ①議会の運営に関する事項
- ②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ③議長の諮問に関する事項

以上が、議会運営委員会に関する「議員必携」(全国町村議長会編)に書かれている解説です。



かつらぎ町議会では、この間、議会改革、議会の活性化をテーマに、調査、研究を行ってきました。

去る11月25日には、全国で最初に「^{しらおい}通年議会」を導入した北海道白老町議会を視察。同町議会は、定数削減しても議会のチェック機能を強化するため、従来の年4回の会期制から一年中議会を開けるようにし、執行部の議案のチェックを行い、また、各常任委員会が各地域へ出かけて開催する"出前常任委員会"など、町民に「開かれた議会・信頼される議会」を目指して議会改革を行っている姿を目のあたりに見て、本町議会でも通年議会の採用の声があがっています。

活動日誌

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <p>11月</p> <ul style="list-style-type: none"> 16日・決算審査特別委員会
町村議会委員長研修 12日・産業建設常任委員会
視察研修 11日・第53回町村議会議長
全国大会 9日・決算審査特別委員会
委員会視察研修 5日・議会広報編集特別委
員会視察研修 4日・総務文教常任委員会 31日・決算審査特別委員会
新過疎法制定実現和
歌山県総決起大会 30日・議員全員協議会 29日・議会臨時会(第3回) 26日・橋本周辺広域ごみ処
理場環境保全委員会 22日・決算審査特別委員会 21日・議会広報編集特別委
員会 16日・議会広報編集特別委
員会 15日・厚生常任委員会 | <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> 6日・決算審査特別委員会 9日・議会広報編集特別委
員会 13日・決算審査特別委員会
・県町村議会議員等公
務災害補償組合議会
臨時会(第2回) | <p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日・県町村議会議員等公
務災害補償組合議会
臨時会(第3回) 2日・議会運営委員会 7日・議会定例会 8日・議員全員協議会 9日・総務文教常任委員会 10日・厚生常任委員会 11日・産業建設常任委員会 15日・議会定例会 | <ul style="list-style-type: none"> 19日・決算審査特別委員会 20日・議会運営委員会 25日・議会臨時会(第4回) 30日・議員全員協議会 30日・決算審査特別委員会
近畿自動車道4車線
化などの道路整備を
促進する和歌山県民
大会 25日・議会運営委員会視察
研修 17日・橋本周辺広域市町村
圏組合議会代表者会 18日・議会運営委員会
議会定例会 24日・橋本周辺広域市町村
圏組合議会臨時会
(第3日目) 25日・議会広報編集特別委
員会 25日・議会広報編集特別委
員会 (第2回) |
|---|--|--|---|



議会広報編集特別委員会活動報告

11月5日に、全国広報コンクールで4年連続優秀賞に入選された「岩手県^{かねがさき}金ヶ崎町議会」で広報の編集について研修を受けた。

金ヶ崎広報委員会は、高度な編集技術を持つ優れたリーダー

の下で割り付けを行い、それぞれの役割分担に基づき、責任を持って非常に効率のよい編集を行っている。その上、1人でも多くの方に読んでいただけるように努力を行っている。たとえば、議会用語には、理解しにくい言葉や、内容が硬くなることもあるが、大胆なレイアウトで写真を使ったり、文章による説明や、質問の内容もわかりやすく、読みやすい広報づくりに努めている。また、町民の中から「ぴかっと光る人」と題して、その人の写真をつけてうれしかった事や苦しかった事、町に対する思いなどを載せる枠もつくり、町民との間を近くしていることなどを学んだ。

本町の議会広報の構成は金ヶ崎町とほぼ同じですが、これからの編集については委員が町内に足を運び、町民の声を聞き、写真などを組み入れて、地域の話題などトピック的な記事を組み込んでいけたら…。紙面については、文章30%、写真30%、見出しと余白30%を目安として皆さまに読みやすい広報づくりを目指したいと思います。



定額給付金で春が始まり、新型インフルエンザの流行、裁判員裁判制度の導入、政権交代、不景気、デフレの進行等、昨年は大変な年でありました。

某業界に「丑でつまずき、寅千里を走り、卯跳ねる」という格言があると聞く。寅は力強く走り抜け、危機突破を図る意味もあるが、今年は厳しい状況から一刻も早く脱却を願いたいものです。

▼政権交代による「コンクリートから人へ」と国の基本施策の変革、流れ等大きく変わろうとしている。社会の動きを的確に察知し、柔軟に対応できる能力、発想とあわせ広い視野での時代の要請を身につけることが求められているのではないだろうか。変らなければならぬのに変れない感覚を払拭することが大切です。

▼「議会だより」も皆さんのお声をできるだけ紙面に反映させようと、12月定例会で傍聴された方々のうち、貴重なコメントを頂きました皆さんのお声を掲載いたしました。

これからは、さらに地域の話題やトピック的な内容も組み入れ、レイアウトに変化をもたせる等、皆さんと共通の話題、紙面づくりに取り組みたく、たくさんのご意見をお待ちいたしております。是非ご協力をお願いします。

平成22年1月20日

平野 皖三